

共済会からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症に関する共済金請求について

2021年2月全商連共済会は、新型コロナウイルス感染症にかんする共済金請求について以下の措置を決めました。

【入院見舞金・安静加療見舞金の対象について】

- ・自宅または宿泊施設等での療養・健康観察は、入院見舞金・安静加療見舞金の対象となります。
- ・感染された方との「濃厚接触」などにより、保健所等から自宅待機などを指示された場合、安静加療見舞金の対象となります。

【請求書に添付する書類について】

- ・入院された方は「診断書」「入院証明書」「退院証明書」などの提出をお願いします。
- ・保健所等から自宅や宿泊施設での療養を勧告され、その期間が分かる書類がある場合にはそれらの書類の提出をお願いします。
- ・保健所等から自宅待機を口頭で伝えられた場合は、そのことを役員が確認し、「役員による確認書」に必要事項を記入して提出してください。

【免責規定の免除】

- ・新型コロナウイルス感染症による入院見舞金の請求については、加入後6カ月の免責規定を免除します。

【請求時期・期限について】

- ・新型コロナウイルス感染症発生時までさかのぼって請求できます。
- ・ただし、新規加入者は、加入月の翌月1日から効力が発生しますのでご注意ください。
- ・免責期間に該当するため支払えなかった場合でも、請求できます。

請求期限に注意！

給付金の請求権は、その事由が生じた日から3年間で消滅
安静加療見舞金は請求事由が生じた日から6か月間で消滅

「飲食業なので感染が心配だったが、今回の措置で安心した」
「病院以外の療養でも入院見舞金が出ることを知り、
家族も加入させた」などの声が寄せられています。
未加入の方はこの機会にぜひ共済に加入しましょう。



お問い合わせは 共済会役員または…

川口民商共済会 048-266-9776 (理事長：斉藤)
(担当：成塚)